平成２８年（フ）第３３１０号
東京都台東区日本堤１－１－８　太陽荘内、住民票上の住所東京都江東区大島４丁目１－２－902
債務者　亀倉良之助
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３８号
東京都大田区南久が原１丁目10―10
債務者　三浦佳奈美（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３９号
東京都中野区野方４丁目30―６―303
債務者　出野　敬三
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３４３号
東京都足立区入谷３丁目３―21―303
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３４４号
東京都品川区中延５丁目11―６　土屋方１階
債務者　井手　康二
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３４５号
東京都練馬区東大泉２丁目38―28　メゾネット鈴蘭Ｂ号室
債務者　渡部　　昂
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３４７号
東京都調布市下石原３丁目56―２―203
債務者　工藤　麻衣
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３４９号
東京都墨田区石原３丁目30―11　丸巳ビルＡ417
債務者　石田　　実
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３５３号
東京都板橋区大谷口北町50―３―507
債務者　兵藤　冬典
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３５４号
東京都世田谷区松原１丁目１―14―201
債務者　鈴木　大記
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６０号
東京都新宿区百人町１丁目24―10―301
債務者　中野ミトリ
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６４号
東京都足立区中央本町２丁目13―１―802
債務者　関　　実
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６８号
東京都大田区東矢口３丁目９－４―604
債務者　川満　直子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６９号
東京都江戸川区中葛西１丁目33―１―103
債務者　遠藤　悠太
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３７４号
東京都台東区浅草５丁目66―３―501
債務者　大澤　　博
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８号
愛知県碧南市尾城町４丁目13番地１　カーサ尾城103、前住所愛知県豊田市小田木町シッタキ22番地
債務者　浅井　里咲（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係